

「江戸川区重層的支援体制整備事業実施計画（案）」の意見募集結果について

「江戸川区重層的支援体制整備事業実施計画（案）」に関する意見募集手続きは、令和7年2月1日から3月2日までの期間で行いました。その際、7名より計26件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続きの概要

（１）意見募集期間

令和7年2月1日から3月2日までの間

（２）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和7年2月1日号の「広報えどがわ」に掲載

※福祉部福祉推進課窓口に閲覧用の印刷物を設置

（３）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

（４）提出先

福祉部福祉推進課計画係

2 意見募集の結果

	頂いたご意見	区の考え方
○ 計画全体に関すること		
1	重層的支援体制整備事業は、この計画案にも「ともに生きるまちを目指す条例」が描くまちの姿を実現するためとされているとおり地域共生社会を目指すための手立てである。その機能化においては、計画案に記載されている拠点機関だけがこの事業の担い手となるのではなく、それら拠点機関が、地域の様々な支援ネットワークと協働すること、つまり、官民及び多	ご意見のとおり、本事業を実施するうえでは支援機関だけではなく地域のネットワークの構築なども重要となります。この取り組みについては記載しているなごみの家の機能である「地域ネットワークづくり」を中心に行います。 また、それぞれの地域の特性も踏まえ「地域ネットワークづくり」は原則として介護保険法上の日常生活圏域を単位に行っ

	分野・多領域が協働できるプラットフォームが不可欠と考える。この事業の実施と共に、官民及び多分野・多領域の支援関係者が交流する場を設けること等を計画として検討してほしい。他方、人口も面積も大きな江戸川区全体でこれを進めることは困難を伴うと考えられる。そのため、地域をいくつかに分けて（例えば区民事業所単位等）そのネットワークづくりを考えることも計画として検討してほしい。	ています。
2	重層的支援体制整備に向けては、核となる機関の充実と柔軟な発想力が必要だと思う。官民共同が進むことを願っている。	ご意見ありがとうございます。
○ 計画の位置付けに関すること		
3	全体として、本来の目的であるはずの関係支援機関の連携強化について具体性がないと感じられる。厚生労働省のHPに記載の「大切にしたい視点」も汲み取れていないように思う。 「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」は本案とは直接関係がなく、どちらも内容としてはむしろ社会福祉に逆行する方針を示しており、本案とは切り離すべきである。 「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」で目標として掲げているSDGsは、目標として扱う対象が幅広く具体性に欠けるといふ欠点がある。こうした漠然とした指標を掲げる計画に整合させようとする、結局目指すべきものがあいまいになり、充実した重層的支援体制整備につながっていかないのではないかな。	厚生労働省の『大切にしたい視点』の一つに『これまで培ってきた専門性や政策資源を活かすこと』が掲げられており、『既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けることが目的ではありません。既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。』とされています。区では「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」を基本計画として事業を行っており、本計画と切り離すことはできません。 また、これらのビジョンは地域共生社会を実現するうえでの基本計画であり、その意味においても本計画と不可分のものとなっています。
○ 重層的支援体制整備事業の概要と目的に関すること		
4	文中に「就職氷河期」の文言があるが、本案においては以降一切触れられていない。概要と目的に示しておきながら、どの	雇用不安定の要因は多岐にわたるため、「就職氷河期」はその要因の一つとして例示したものです。その趣旨を踏まえ「就

	個別事業にも「就職氷河期」の文言が登場しない。直接支援する個別事業が無いのであれば、文言を削除すべき。低賃金労働を強いられている世代への具体的支援策および窓口は、本案に挙げられたどの支援機関の連携により解決するのか。概要と目的に例として挙げたのであれば、これらを明確に示すべきである。	職氷河期等」に文言を修正します。なお、当該事例の対応については就労支援として生活困窮者自立相談支援事業に内包されています。
○ 重層的支援体制整備事業の5つの事業と江戸川区の提供体制に関すること		
・ 包括的相談支援事業について		
5	支援機関として既存施設を列挙しているだけで、整備事業によりどのように変わるのかが分からない。対象分野の記載がある時点で包括的ではない。つまり、この分野に該当する者はこの場所へ行けと言っているわけで、重層的支援体制の意図が反映されていないと思われる。また対象分野を見る限り、「すべての人びとを対象」としている様子は伝わらない。	本事業は既存の各事業を一つの包括的な事業として実施することで各事業の連携を図ることを目的の一つとしています。そのため、包括的相談支援事業においてもすべての相談を一つの場所で受けるという趣旨のものではなく、各分野で実施している既存の相談支援が相互に連携し、多角的な支援を実施可能とすることを主な目的としています。包括的な事業として実施すること、計画策定を通じ各支援機関で考え方を共有すること、重層的支援会議や支援会議によって既存の制度と異なった又はこれまでできなかった方法での連携を図ることが可能となっています。
6	江戸川区の障害者相談支援事業の重要な担い手として健康サポートセンターが位置づけられているが、包括的相談支援事業の相談支援事業において、基幹相談支援センターと並べて位置付けたほうがよいのではないかと。 健康サポートセンターが担っている保健という専門領域は、重層的支援体制整備事業が創設される以前から、属性や世代を問わず包括的に区民の相談を受けとめ続けてきている。	事業の分類については、国発出の重層的支援体制整備事業実施要綱に基づいて行っております。
7	包括的相談支援事業について、障害福祉分野における基幹相談支援センターが1	本事業は既存の各事業の連携体制を構築するためのものであり、基幹相談支援セ

	つでは地域の実情に応じた連携が難しいのではないかと。人口 70 万弱で面積も広い江戸川区においては複数設置すべき。また、熟年相談室のように民間の力を活かしてほしい。	ンター等既存の事業それぞれの運営についての計画ではありませんので参考意見として承ります。 なお、担当部署には情報提供いたします。
8	健康サポートセンターや発達障害者支援センターも江戸川区の相談支援事業の重要な担い手かと思う。包括的相談支援事業の一部と位置づけ、他分野との連携をより発展させていくべきではないか。	事業の分類については、国発出の重層的支援体制整備事業実施要綱に基づいて行っております。
・参加支援事業について		
9	参加支援事業や地域づくり事業について、障害福祉分野における参加支援及びインクルージョン(地域づくり事業)の取組みは非常に重要であると同時に、難しい課題でもあると思う。参加支援・インクルージョン・共生社会の実現を促進するためにも、複数の基幹相談支援センターが各地域の熟年相談室やなごみの家、町内会等と連携し、障害福祉の専門性を踏まえつつも、地域の実情に即した支援を検討していく必要がある。	本事業は既存の各事業の連携体制を構築するためのものであり、基幹相談支援センター等既存の事業それぞれの運営についての計画ではありませんので参考意見として承ります。 なお、担当部署には情報提供いたします。
10	ここでいう「地域」(p8)とはどの程度の規模を想定しているのか。CSW の配置は良いと思うが、区内 9 か所のなごみの家だけでは足りないのではないかと。より小規模な地域における人々のつながりが求められているのでは、と感じる。そもそも現時点で各地域にさまざまなコミュニティが点在しているはずで、区はそれらをどこまで把握できているのかが疑問。なごみの家に行かなければ地域の情報を得られないのではなく、まずは区が地域コミュニティの情報を集めて整理し、何らかのポータルサイトで区民に周知する等して、社会参加を促すべきだと思う。知らなければ参加のしようがない。	なごみの家の配置の単位は、介護保険法に規定する日常生活圏域としておりますが、必ずしもその単位に縛られるものではなく、個別の事情に応じて複数の日常生活圏域にまたがることも想定されます。現在すべての日常生活圏域になごみの家が設置されているわけではありませんが、それらの圏域になごみの家の職員が出向き、なごみの家の機能を提供することができるよう検討をします。 また、ご意見のとおり区には様々コミュニティが存在しており、それらを全て把握してホームページ等で周知することは非常に困難です。そのため、町会・自治会やボランティアなど一定の規模のコミュ

		ニティについてホームページ等で参加を促し、その他については個別の事情に応じてコーディネートを行い対応することとしています。
・地域づくり事業について		
11	江戸川区の障害者相談支援事業の重要な担い手として発達相談・支援センターが位置づけられているが、包括的相談支援事業の相談支援事業において、基幹相談支援センターと並べて位置付けたほうがよいのではないか。 発達の支援を必要とする方たちには知的障害や精神障害のある方も多いが、そうした方たちの相談を当該センターでは属性を問わず、そして乳幼児期から成人まで切れ目なく世代も問わず、受けとめ続けてきている。	事業の分類については、国発出の重層的支援体制整備事業実施要綱に基づいて行っております。
12	江戸川区における地域活動支援センターⅠ型の所管は精神保健係だが、属性(障害種別)や世代を問わず、既存の制度で対応できないニーズ等にも地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を役割として担っている。精神保健が所管であるという現在の状況は、メンタルヘルスという属性や世代を問わず各領域に横断的に横串を刺す専門性を有するという意味で大きな強みでもある。この長所といえる実態に従い、江戸川区では、地域活動支援センターⅠ型が、地域づくり事業だけでなく、参加支援の拠点機関にも位置づけられた方がよいのではないか。	ご意見のとおり、地域活動支援センターにおいても社会参加に関する事業を行っておりますが、参加支援事業は既存の事業では対応できないニーズに対応するための事業とされているため計画案のとおり分類しております。
13	地域づくり事業に関して、縦割りで対象分野が定められており、「世代や属性を超えて交流できる場や居場所」が整備されるように思えない。やはり、なごみの家では数が足りないと思う。コミュニティ会館などは活用しないのか。	対象分野とあるのは、支援の対象の分野であり、例えば高齢者を事業の対象としつつ、高齢者以外の地域住民にボランティアなどのご協力のもと実施しています。既存の事業の取り組みを活かすという性質上、基本的に支援の対象分野を設

		定したうえで多世代、多属性の方との交流の場を設けているものです。 コミュニティ会館の活用については、検討いたします。
・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について		
14	アウトリーチの対象がひきこもりだけであることに違和感がある。むしろ若年層の自殺対策の方がアウトリーチを実施すべき喫緊の課題ではないか。たとえば、子ども食堂に集まる子供たちはその全員が現状では支援が届いていない支援対象者と思うが、アウトリーチしないのか。 本来あらゆる福祉サービスは可能な限りプッシュ型で行われるべき。区の政策としては、まずは抜本的に福祉を大幅に底上げし、そしてそれをプッシュ型で実施する、そのうえでなお支援が届かない人へアウトリーチ策を講じる、という順であって然るべき。	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、ひきこもりをきっかけとした相談を広く受けながら、世帯全体の支援を通じてひきこもりのみならず、生活困窮・健康不安・虐待・障害・介護等、複合化複雑化した課題を抱えている方の支援も行っています。 なお、自殺対策については別途「江戸川区いのちを支える自殺対策計画【改訂版】」を定めています。
15	アウトリーチについて、障害福祉事業所には、何らのサービスにも繋がっていない方や高齢など他分野からの相談を受けることがある。さらには、サービスに繋がってはいいても家族の高齢化等の複合的課題に手を付けられないままといったケースも散見される。障害福祉分野では、基幹相談支援センターが行政直営の1ヶ所のみであり、人口70万人弱の江戸川区において、支給決定や障害支援区分認定など行政の主管業務だけでもその業務量は膨大なものに及ぶはず。支援の手が届いていない方や実践的な連携（ヘルパー事業所や通所事業所等の実情を踏まえた支援）を考えたとき、基幹相談支援センターを増やし、かつ、民間の力を活かして地域と連携しアウトリーチの機会を増やしていく必要があると思う。	本事業は既存の各事業の連携体制を構築するためのものであり、基幹相談支援センター等既存の事業それぞれの運営についての計画ではありませんので参考意見として承ります。 なお、担当部署には情報提供いたします。
・多機関協働事業及び支援プランの策定について		

16	「人口減少、財政規模の縮小、行政職員の減少する中でも」(p13)という表記について、区からの当事者意識が伝わってこず違和感が残る。人口減少は自然減のみならず、行政の失策も少なからず影響しているはず。そのことへの反省もなく、根拠に乏しい人口推計に基づく職員や予算の削減を断行するなど、現実を直視しない行政運営とのそしりは免れない。	現実に人口減少が進む状況下で、人口減少に伴う財政減少や職員数の減員を想定しているものです。
17	なごみの家の機能を記載しているが、現状どのくらい活用されているのか、利用率や相談件数や解決を図った実績などを示し、現時点で抱える問題点を整理したうえで「多機関協働事業者の役割を担」うことを明記すべき。でなければ妥当性が判断できない。	多機関協働事業者は支援機関からの相談に応じて支援機関への支援を行うものとなっています。なごみの家で行っている「なんでも相談」のなかで各支援機関へのつなぎや連携のスキルを活かし、多機関協働事業者として支援機関を支援することとしています。
○ 関係機関の連携体制に関すること		
18	「重層的支援会議」「支援会議」「多機関協働事業者」などの構成要員が整理された表などが無いため、資料として分かりにくい。	重層的支援会議等の構成員は個々の事案により個別に決まるものであるため記載していません。
19	プランの適切性について、プランとはどういうものを想定しているのか判然としないが、要するに各関係機関の縦割りを排除して、必要に応じて関係各所がオンライン会議等で認識を合わせつつ進めればよいのではないかと。 支援対象者からのプラン作成の申出など必要に応じて都度招集して開催するという運用イメージが湧かない。	重層的支援会議は、利用者からの支援プラン作成の申出があり、支援機関が作成した支援プランの妥当性等を判断するために開催するものです。このためプラン作成の申出を受けた支援機関を多機関協働事業者として、申出があった都度開催することを想定しているものです。 会議の開催方法については効率的に実施できるように検討いたします。
20	連携に関して、現在の縦割りとなっているが故の問題を解決するための方法としては大きく2つある。縦割りをなくすか、縦割りとなっている各部署を統括する第三者的な立場のチームを新たに設置するか。前者の実現は難しいことから、重層的支援会議という会議体を都度設けているのだと思うが、その実態が各部署・	関係機関の連携体制については、①包括的な事業として実施すること、②計画策定を通じ各支援機関で考え方を共有すること、③重層的支援会議や支援会議によって既存の制度と異なった又はこれまでできなかった方法での連携が可能となっています。

	各関係機関の代表者というのでは統括的・客観的な評議や評価は不可能である。関係する部署や支援機関が自己評価するというのではまっとうな評価がなされるとは思えない。「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」についても、全体を俯瞰して統括する視点が必要となるが、都度招集・結集される会議体において一貫性を持った継続的な状況把握及び検討ができるかは疑問が残る	
21	支援体制に関する検討を行う上では、地域生活課題及び課題を抱える者の置かれた状況説明があれば十分であり、個人情報共有の必要性はない。社会福祉法第106条の6第3項には「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供」と記載があるが、これを「個人情報の共有」とするのは拡大解釈であろう。 支援関係機関等での情報共有というが、p14において委託を含めたすべての部署が多機関協働事業者となる旨が示されている。重要かつセンシティブな個人情報を、本人の同意なしに支援機関間で共有すべきではない。直接相談を受けた支援機関が、支援を必要とする本人に丁寧に説明を続けて同意を得るしかない。同意を得られるまでは、個人情報をマスクした状態で協働を進めるべき。p16のイメージ図では福祉推進課が申出のみにより個人情報の管理体制を判断しているが、実際の管理体制をチェックする方法も工程も示されておらず、このプロセス自体に問題がある。 以上により、支援者の同意を得ない個人情報の共有には賛同し難い。	複合的な課題を抱える世帯の中には、支援を受けることや支援機関間の情報共有を拒み、対応が遅れてしまうケースがあります。そのような事態に陥らないように個別の世帯に具体的な対応をするための制度設計がなされました。なお、厚生労働省社会・援護局長地域福祉課長通知において、『守秘義務をかけることで、本人同意が取れない事案であっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える人等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。』とされており、本人の同意なくとも個人情報の共有が行うことが前提となっている旨が伺えます。 また、個人情報の取り扱いについては江戸川区個人情報の取扱いに関する管理規程に基づいた対策を行い、個人情報の不適切な取り扱いが疑われる場合は、この規定と法令に応じた対策を直ちに講じます。
○ 事業の評価と見直しに関すること		
22	本計画では地域共生社会の実現を目指	いただいたご意見を参考にいたします。

	し、多様な支援策を包括的に整備する点は評価でる。しかし、実施にあたり投じる費用の効果をどのように測定・検証するかが明確でないため、コストパフォーマンスの観点からも具体的な評価指標を設定していただきたいと考える。例えば、短期的には相談窓口の利用件数や支援プラン策定数、中長期的には生活保護費や医療費の抑制効果、さらには地域住民の満足度や QOL 指標を取り入れ、これらを定期的に検証する仕組みが必要ではないか。また、数字で表しにくい事例についてはケースレビューなど定性的評価を併せて行い、総合的に事業効果を見える化することを提案する。これにより、行政コストの適正化と住民の生活の質向上の両立が図られ、持続可能な支援体制が確立すると期待する。	
23	事業の評価と見直しに関して、民間企業ではないのだから、PDCA サイクルの各フェーズにおける主体は異なるのではないか。計画の評価には第三者的視点が必要であるし、計画の見直しには関係者以外の区民の意見収集および反映も必要であると考え。図を示すのであれば主体も明確に記載しなければ情報不足。	学識経験者等の意見も踏まえながら、いただいたご意見を参考にいたします。
○ その他		
24	素晴らしいと思います。	ご意見ありがとうございます。
25	双極症の当事者として、なごみの家に、ピアサポーターの試験的な設置を検討していただきたい。 病気や障害を抱える当事者の社会貢献・地域への恩返しができる機会をいただければと思っている。	なごみの家はどなたでもご利用いただける施設であり、特定の分野の方を対象とした専門職員の配置を行っておりません。なお、精神障害がある方については地域活動支援センターで支援を行っており、ボランティアの育成についても地域活動支援センターで行っておりますので是非地域のためにお力添えをよろしくお願いいたします。
26	パブコメの実施方法について、入力フォ	意見募集（パブリック・コメント）につい

ームからの意見提出時において、氏名・かな・住所・電話番号等の個人情報の入力を必須にしているが、これはやめるべき。事実として、政府が実施しているパブリック・コメントにおいてこれらは必須項目になっていない。個人情報の入力を必須にすることで、意見の提出をためらう人も少なからずいると思われ、集まる意見の数に悪影響が出る。どこの誰の意見であるかは意見内容とは無関係。意見の量だけでなく質も問われる。個人情報入力必須により意見提出を抑制することは、結果的にパブコメ全体の量的・質的低下へとつながるため、今後は入力を任意にすべき。	て定めた「江戸川区意見公募手続に関する要綱」では、その目的を「行政に関する基本的な計画、条例案等を策定する過程において、あらかじめ区民等の多様な意見を求める手続に関する必要な事項を定めることにより、当該過程における公正の確保及び透明性の向上並びに区政への区民参加の促進を図り、もって開かれた区政の実現に資すること」としています。また、意見を提出できる方については、江戸川区の在住、在勤、在学の方、それ以外の場合は意見を提出すべき客観的かつ、合理的な理由を有する方としています。そのため今回の意見募集では、江戸川区民の方に、住所・氏名・生年月日の記入をお願いしています。
--	---